



プレス発表用

照会先：新型インフルエンザ対策推進本部事務局  
Tel 03-3595-3040 (8778、8779、8780)

平成 21 年 5 月 4 日

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

## 各地方自治体における相談対応窓口の設置状況について

新型インフルエンザ対策につきまして、各地方自治体に相談対応窓口の設置状況に係る調査を行い、別紙のとおり、回答を取りまとめましたので、その利用に係る国民の皆様に対する注意喚起と併せ、以下のとおり、公表いたします。

### 1 各地方自治体における相談対応窓口の一覧について

- 厚生労働省ホームページに掲載（平成 21 年 5 月 3 日現在）  
<http://www.mhlw.go.jp/kinkvu/kenkou/influenza/090504-01.html>

※ 今後の相談対応窓口の変更等については、各地方自治体のホームページで確認するか、各地方自治体に直接ご確認ください。

### 2 国民の皆様へ

(発熱相談センターについて)

- 新型インフルエンザが国内で発生した際に、感染した方が感染防止策を十分に講じていない医療機関を受診した場合には、医療機関でほかの患者や医療関係者に感染させてしまうおそれがあります。
- そこで、新型インフルエンザへの感染が疑われる方々は、医療機関を受診する前に、まず、各地方自治体に設けている発熱相談センターに電話していただき、そこで新型インフルエンザに対する十分な感染防止策を講じている医療機関を受診するよう、助言を行うこととしています。
- また、このほか、新型インフルエンザの感染を疑った方がよいケースは、どのような場合であるのか等についての相談に応じています。

※ 一般的に、「新型インフルエンザへの感染が疑われる方々」とは、新型インフルエンザのまん延国(注)へ渡航していた方であって、出国から10日以内に発熱、咳などのインフルエンザ様症状を発症した方などです。

(注) 平成21年5月4日現在では、メキシコ、アメリカ本土、カナダとなっておりますが、今後、変更される可能性がありますので、最新の情報については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/index.html>

- ・ 事前に発熱相談センターに相談し、そこで紹介を受けた適切な医療機関を受診することは、新型インフルエンザをほかの人に感染させない、また、自身が新型インフルエンザに感染しないために、とても重要なことですので、どうぞよろしくお願いたします。

(一般的な感染予防策の徹底について)

- ・ 新型インフルエンザの感染防止のためには、正確な情報に基づき、冷静に対応していただくことが最も重要です。
- ・ 手洗いやうがい、マスクの着用、人混みを避けること等の基本的な感染予防策を徹底してください。
- ・ メキシコ等の発生国への渡航を避けることを検討してください。

## 相談対応窓口の設置状況

---

	都道府県	指定都市	中核市	その他政令市	特別区	合計
設置数	494	118	66	8	33	719

平成21年5月3日 現在

以下、省略いたします。